

我孫子市公契約条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用範囲）</p> <p>第5条 この条例は、次に掲げる公契約に適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予定価格 <u>（履行期間が1年を超える公契約にあつては、1年当たりの額）</u> が2,000万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち規則で定めるもの</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第5条 この条例は、次に掲げる公契約に適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予定価格が2,000万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち規則で定めるもの</p> <p>(3)及び(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。